

山梨県立中央病院 8 A病棟無菌用水平層流ユニット等 設置業務仕様書

1、装置名及び設置場所

装置名 : 無菌用水平層流ユニット等

設置場所 : 病院住所 : 山梨県甲府市富士見 1 丁目 1 番 1 号

山梨県立中央病院 8 階 A 病棟 805、806、809、810、811、812、813 号室

2、概要

本装置は、無菌室治療管理加算 I の施設基準である「室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理をおこなっている際に、常時 ISO クラス 6 以上であること。」及び「当該治療室の空気設備が垂直層流方式、水平層流方式又は、その双方を併用した方式であること。」を満たす装置であること。また、滅菌水の供給が常時可能であること。

3、構成内訳

- (1) 無菌用水平層流ユニット
- (2) ファンフィルターユニット
- (3) 間仕切りカーテン
- (4) 医療用手洗装置
- (5) 廊下用天吊りクリーンユニット
- (6) 無菌用機器取付に伴うダクト整備

4、性能及び機能に関する要件

(1) 無菌装置本体に関して

- ア 空気設備については、2 次感染の観点から水平層流方式であることとする。
- イ 装置内には HEPA フィルターを有すること。
- ウ 吹出し部分は突起物を除き高さ 2,600mm、幅 2400mm、厚さ 380mm 以下であること。
- エ 吸込み部分は突起物を除き高さ 2,600mm、幅 400mm、厚さ 600mm 以下であること。
- オ 風速は、静音運転、標準運転、急速運転の 3 段階とし操作パネルにて容易に変更が可能であること。
- カ 入力電源は、AC200V とし、風速を三段階に切替が可能であり、季節の温度変化にも対応し、室内環境を維持できるように風量及び換気回数を計算したうえで、本体を設置すること。
- キ 三段階の風速設定は風音、風量、換気回数、室温を各段階毎にまとめ、その結果を監督員に報告し、三段階の風速選定も監督員と行うこと。
- ク 装置本体を設置後に、ベット（幅 1000×長さ 2100）の移動に支障が無いこと。
- ケ 装置本体設置については、メディカルコンソール部を移設しないこと（医療ガス、ナースコール等は既存のままにて本体を設置）。
- コ 実稼働時間を確認することが可能なタイマーを有していること。

- サ 騒音値は、静音運転時に吹き出し口から 1m の位置において 40db 未満であること。
 - シ クリーンユニットは停電復旧時に停電前の状態で自動復旧すること。
 - セ 他の医療機器に弊害を及ぼすようなノイズを発生させないように、以下の EMC 試験のいずれかに適合した製品であること。証明書の提示を求められた際には速やかに写しを提出できること。
 - (ア) CISPR 11:2009+A1 : 2010 電源端子妨害波電圧、電磁放射妨害
 - (イ) JIS C 61000-3-2:2011
 - (ウ) IEC 61000-3-3 : 2008
 - (エ) 電気用品の技術上の基準を定める省令 技術基準第 1 項別表第八 1.(5)雑音の強さ二(イ) 雑音電力
- (2) ファンフィルターユニット
- ア 装置内に HEPA フィルターを有すること。
 - イ ユニット寸法は、特記仕様書・図面を参考にし、設置位置に合うものを選定すること。
 - ウ 入力電力は、AC100V とし、消費電力は 50W 以下であること。
 - エ 最大で毎分 1.5m³ 以下の処理風速を有すること。
 - オ 病室内の天井内に防振処置をし、設置固定すること (10ヶ所)。
 - カ 既設の空調ダクトと接続する或いは、室内空調に影響の無い範囲より吸気すること。
- (3) 間仕切りカーテン
- ア カーテンは天井から床付近まで塞ぎ、無菌装置による水平層流を妨げないこと。
 - イ カーテンは可動式とし、手動による開け閉めができること。
 - ウ カーテンの材質は、透明色、帯電防止、防災であること。
 - エ カーテンレールは、天井を挟んで合い止め等の落下防止策をすること。
- (4) 医療用手洗装置
- ア 常時滅菌水の供給が可能であること。
 - イ 小物等が置けるスペースがある台を手洗いシンク上部に取り付けること。
- (5) 廊下用天吊りクリーンユニット
- ア 装置内に HEPA フィルターを有すること。
 - イ ユニット寸法は、特記仕様書・図面を参考にし、設置位置に合うものを選定すること。
 - ウ 入力電力は、AC200V とし、消費電力は 300W 以下であること。
 - エ 最大で毎時 1400 m³ 以下の処理風速を有すること (毎分 23m³ 以下)。
 - オ 廊下天井内に設置固定し、防振処置を行うこと (3ヶ所)。
- (6) 無菌用機器取付に伴うダクト整備
- ア 機器に伴うダクトの設置、接続等は特記仕様書・図面のとおりに行うこと。
 - イ 室内用の無菌ユニット及び廊下用の天吊りクリーンユニット、ファンフィルターユニットが正常に機能するように業務を行うこと。

5、無菌用水平層流ユニット等設置業務にあたっての注意事項

- 1) 別紙「特記仕様書・図面」に基づいて業務を行うこと。
- 2) 作業内容、充電範囲等の確認を十分に行い、事故を起こさないように細心の注意を払って行うこと。
- 3) 本業務に必要なもの（水、電気等以外）は、乙が用意すること。
- 4) 作業現場の整理整頓に努めること。
- 5) 作業にあたって必要となった軽微な材料などは、本契約に含まれるものとする。
- 6) 作業前には無菌用機器整備計画書、無菌用機器整備体制台帳、機器承認図、使用機材表の作成をすること。

6、保証期間

本業務における保証対象機器の保証期間については、中央病院の取扱いに起因する損傷等の場合を除き、検収の日から 12 ヶ月とする。

7、その他

- 1) 作業が完了したときは、完成図書等の書類を 2 部速やかに提出すること。
- 2) 乙は作業中の記録として適宜写真を撮影し、完成図書に添付すること。
- 3) 作業時には必要に応じて養生、仮設等を行うこととする。
- 4) 作業により生じた発生品、その他残材等は乙が責任を持って処分すること。
- 5) その他これに定めていないものでも疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

以上